

保護者の皆さまへ

## 保育施設・事業 現況届のしおり（企業主導型用）

尼崎市こども入所支援担当

### 1 支給認定現況届とは

支給認定現況届は、子ども・子育て支援法施行規則第9条に基づく、保育施設・事業をご利用いただくにあたっての重要な届出です。提出がない場合は、保育施設等をご利用いただけなくなる可能性がありますので、必要書類を確認いただき、提出期限までに提出してください。

対象は、令和7年7月1日現在、2号又は3号認定を受けて企業主導型保育事業を利用している児童の全世帯です。

### 2 必要書類

<添付書類> ※(1)(2) 1世帯に1部 (3)児童1人につき1部

- (1) 保育を必要とする事由を証明する書類（支給認定現況届 別表2参照）・・・保護者それぞれ必要。
- (2) 世帯の状況を証明する書類（支給認定現況届 別表1参照）・・・該当する世帯のみ。
- (3) 支給認定証・・・お手持ちの支給認定証の記載事項が現状と相違がある場合は返却が必要。

- ・世帯の状況により、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。あらかじめ、ご了承ください。
- ・支給認定現況届の3・4ページの別表1と別表2を参考に、各家庭に応じた(1)保育を必要とする事由を証明する書類、(2)世帯の状況を証明する書類、を提出してください。
- ・提出期限までに必要書類の提出がない場合は、10月末で認定を取り消しますので、ご注意ください。

### 3 提出期限及び提出先

8月22日（金）までに市役所こども入所支援担当へ提出してください。

- ※ きょうだいが2号・3号認定を受けて市内認可保育施設に在籍している場合や、新2号・新3号認定を受けている場合は、現況届は児童ごとに作成し、それぞれの提出先へご提出ください。  
なお、就労証明書等の添付書類は、一番上の子に原本を、それ以外の子には写しを添付してください。

### (1) 「保育の必要性」の事由

保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当した場合、「保育の必要性」を認定します。

	事由	保護者の状況
①	就労	月64時間以上（ただし、1日実働4時間以上かつ月16日以上）の労働に常態的に従事していること（復職予定者も含む）
②	妊娠・出産	母の出産予定日の前8週間である場合（多胎の場合は前14週間） 又は出産後8週間以内の場合
③	疾病・障害	病気や心身の障害により家庭で児童の保育が困難な場合
④	介護等	同居の親族等（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していることにより家庭で児童の保育が困難な場合
⑤	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で児童の保育が困難な場合
⑥	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること
⑦	就学	大学等に在学、または職業訓練を受けている場合
⑧	育児休業中の継続入所	産前休暇を取得する以前に就労により既に保育を利用して、当該育児休業の間も継続して保育を利用する必要があると認められること
⑨	その他	上記に類する状態として市長が認める場合

#### 【注意事項】

- ① 夜間（保育施設等の開所時間外）の就労も算定に含みます。
- ⑥ 離職後90日以内に就労し、「就労証明書」の提出をしていただきます。
- ⑦ 趣味の講座、カルチャースクール等は対象外です。

### (2) 「保育の必要量（保育を必要とする時間）」の区分

保育を必要とする時間数に応じて、「保育の必要量（保育を必要とする時間）」の認定を行います。

「保育の必要量」には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があり、保護者の保育を必要とする事由や通勤時間（園への送迎時間を含む）なども含めた就労時間等により認定します。

○保育標準時間      ⇨      月120時間以上の就労、妊娠・出産、災害復旧、求職活動  
（最大11時間までの利用）

○保育短時間      ⇨      月64時間以上120時間未満の就労、育児休業中の継続入所  
（最大8時間までの利用）  
「就労」かつ「保育標準時間」認定の方が、「保育短時間」を希望する場合、別途支給認定変更の申請が必要です。

※疾病・障害、介護等及び就学の場合は状況に応じて保育の必要量を認定します。

## 5 「保育短時間」にはコアタイムがあります

コアタイムとは、「保育短時間」の認定を受けた方の基本となる保育時間等のことをいい、**午前8時30分から午後4時30分まで**とします。

なお、月64時間以上120時間未満の就労等、本来であれば「保育短時間」認定となる場合であっても、コアタイムを恒常的に超えて利用する必要のある方については、「保育標準時間」を認定します。

実際の保育時間につきましては、保育の必要性の事由・勤務時間・通勤時間等に基づき、利用する保育施設等とご相談ください。

### (1) 認定の有効期間

保育の必要性の認定については、事由により有効期間が異なります。  
有効期間が切れると、保育施設等の利用ができませんのでご注意ください。

事由	保育認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
① ③ ④ ⑤	お子さんの小学校就学まで（③～⑤は提出資料によって有効期間あり）
②	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
⑥	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
⑦	保護者の卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで
⑧	育児休業の対象となるお子さんが満1歳を迎える日（誕生日の前日）が属する月の末日まで。 ただし、満1歳を迎える日が属する月の翌月以降、認可保育施設等の利用申込みをし、入所できなかった場合は、最大その年度末（3月31日）まで。

#### 【注意事項】

- ・認定の事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
- ・3号認定は満3歳を迎える前日（誕生日の前々日）が3号としての有効期間となります。  
ただし、保育を必要とする事由が継続していれば市が職権により2号認定に切り替えます。

## 6 その他

各種証明書につきましては、**令和7年6月1日以降の証明日**で既に提出されており、内容に変更がない場合はコピーの添付でも構いません。

育児休業又は産前産後休暇から復帰された方で、復職証明書が**令和7年6月1日以降の証明日**で既に提出されており、内容に変更がない場合はコピーの添付でも構いません（改めて就労証明書を取得していただく必要はありません）。

## ～ 必ずお読みください ～

- ◆ 現況届の内容は、令和7年11月1日からの支給認定に反映いたします。  
10月までに支給認定変更を要する場合は、変更届に証明書類を添付し、提出してください。
- ◆ 提出期限までに、保育の必要性に関する書類の提出がなかった場合は、令和7年10月末で認定を取り消します。
- ◆ 期間を遡って認定することはできません。
- ◆ 認定が不要な方は、こども入所支援担当までご連絡ください。
- ◆ 提出された書類は、お返しできません。コピー等が必要な場合はあらかじめご自身で写しをお取りください。
- ◆ 現況届を提出後に家庭状況（住所、連絡先、仕事、妊娠、家族構成、保育状況等）が変わった場合、認定が不要になった場合は直ちに変更届を提出してください。
- ◆ 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。保育認定を取り消すと、企業主導型保育施設の利用ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ◆ 保育認定の有効期間の満了後も引き続き認定を希望する場合は、変更届等の提出が必要です（満3歳の誕生日を迎えて3号から2号になった場合を除く）。
- ◆ 現在求職活動中の方は、保育認定有効期間内に就労し、就労証明書の提出が必要です。提出がない場合は、企業主導型保育施設の利用ができなくなる場合があります。
- ◆ 市外へ転出した場合は、本市の認定は取消しとなります。転出先の市町村において新たに認定を受ける必要があります。
- ◆ 適正な保育認定を行うため、同意をいただいた上で関係機関から資料を取得することがあります。

お問い合わせ先

こども青少年局 こども入所支援担当（市役所北館2階）  
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
電話 (06) 6489-6369 FAX (06) 6489-6467